

庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 24 年 8 月 31 日

庄原市長 滝 口 季 彦

庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 庄原市斎場再編整備事業に関し、広く市民等からの意見を反映させるため、庄原市斎場再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庄原市斎場再編計画に関すること。
- (2) 庄原市斎場整備計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表
- (2) 自治振興区等が推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、取りまとめた意見等について、庄原市斎場整備事業推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。